

○自動車運送業・整備業においては、労働条件改善に向けた環境整備を実施。

○バス・タクシー運転手に係る令和4年と比較した令和5年の年間給与額は、全産業平均を大幅に超える伸び率で増加。

担い手不足の解消に向けた取組

※水色はバス・タクシー、青色はトラック、紺色は整備業の取組

運賃改定の促進

- ・地方運輸局への大幅な権限委譲による運賃改定手続の迅速化
- ・運賃改定申請時の添付書類の簡略化による事業者の負担軽減
- ・標準的運賃、標準運送約款の見直し

労働環境の改善

- ・職場環境改善に向けた事業者の取組を見える化する「働きやすい職場認証制度」の推進
- ・荷待ち・荷役時間の短縮や多重下請構造是正に向けた法改正
- ・「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」の策定

省力化

- ・キャッシュレス化や配車アプリの導入の推進
- ・荷役作業の機械化・自動化を進める機器の導入の取得等に係る費用の支援
- ・整備事業者が合同で行う先進技術の研修に対する支援

人材確保・養成

- ・二種免許取得費用の支援
- ・人材確保セミナーやCMなど広報費用に対する支援

自動車運送業・整備業の労働時間・年間給与（令和4年→令和5年）

| | 月労働時間（時間） | 年間給与額（万円） |
|---------------------|-----------|--------------------------|
| バス運転者 | 193→197 | 399→453（約 14% 増加） |
| タクシー運転者 | 186→189 | 361→419（約 16% 増加） |
| 営業用大型貨物自動車運転者 | 214→212 | 477→485（約 2% 増加） |
| 営業用貨物自動車運転者（大型車を除く） | 210→209 | 438→438（約 0% 増加） |
| 自動車整備・修理従事者 | 182→183 | 469→488（約 4% 増加） |
| 全産業平均 | 177→178 | 497→507（約 2% 増加） |

※厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」「令和5年賃金構造基本統計調査」から作成

※「月労働時間」は、上記統計中「所定内実労働時間数+超過実労働時間数」により算出

※「年間給与額」は、上記統計中「まわって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額」により算出